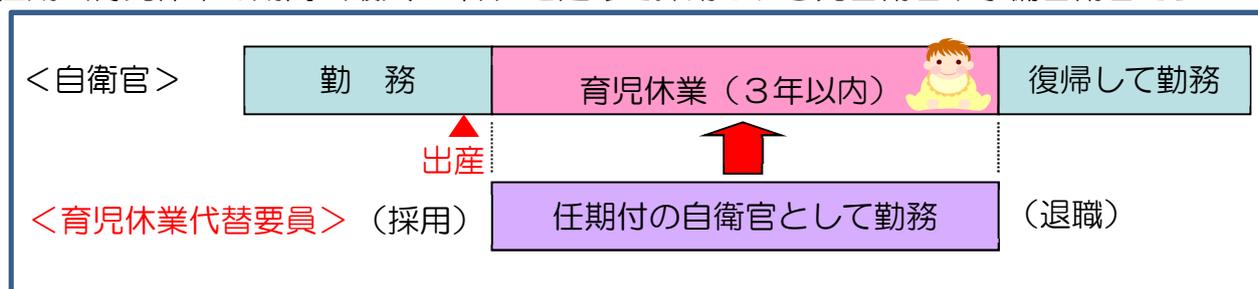


育児休業等代替要員の登録のご案内

海上自衛隊では、育児休業等代替要員登録制度の効果的な運用を図るために、育児休業等代替要員として勤務する意志を有する元自衛官や予備自衛官を、予め登録する制度を試行しています。

1 育児休業等代替要員とは

育児休業等代替要員とは、自衛官が育児休業等を取得した際に、その代替要員として、任期（育児休業の期間（最大3年））を定めて採用される元自衛官や予備自衛官です。



2 育児休業代替要員の勤務態様等

(1) 任期

育児休業を取得した自衛官の育児休業の取得期間に応じて、採用時に、3年までの間で任期が決定されます。育児休業の期間が延長された場合には、3年の範囲内で、当初に決定された任期が延長される場合があります。

(2) 階級

元自衛官は、退職したときの階級と同位の階級又はその階級より下位の階級で採用します。ただし、退職時の階級が3等海尉以上の場合は、准海尉以下の階級で採用することはありません。

予備自衛官の場合は、予備自衛官としての階級と同位の階級で採用します。

(3) 職務

採用後は、自衛官と同様の職務に従事します。職域特技は、退職時に指定されていたもの、又は予備自衛官任命時に指定されたものとなります。

(4) 服務等

自衛隊法等に規定されている自衛官としての職務上の義務、身分上の義務などを遵守する必要があります。

(5) 給与

防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）により、一定の基準に基づいて給与（期末・勤勉手当、通勤手当等を含む。）が支給されます。

(6) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、自衛官と同じです。

イ 年次休暇や特別休暇が認められています。

3 育児休業代替要員の募集（登録）要件

- (1) 日本国籍を有し、海上自衛官としての勤務期間が1年以上の人で、採用予定階級が海士長の場合は、18歳以上の年齢であり、3等海曹以上の場合は、18歳以上かつ任期末日に定年に達する年齢以下であること。

【定年年齢】

3等海曹～2等海曹	53歳
1等海曹～1等海尉	54歳
3等海佐～2等海佐	55歳

- (2) 自衛隊法第38条第1項に定められている、次の各号のいずれにも該当しない人

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 育児休業代替要員の登録手続き等

登録の受付時期	育児休業代替要員の登録は、常時、受け付けています。
申請書の入手	① 退職予定の人は、退職時に在籍する部隊や各地方総監部人事課にて、直接、申請書を入手することができます。 ② 既に退職した人は、地方総監部人事課又は海上幕僚監部人事計画課募集班に請求していただければ、郵送又はFAXにて申請書を入手することができます。 ③ 申請書は、海上幕僚監部又は地方総監部のホームページからダウンロードすることができます。 ④ 申請書は、別紙様式により、自分で作成することもできます。
登録の申請	① 退職予定の人は、申請書に必要事項を記入して、退職時に、在籍する部隊に、直接提出してください。 ② 既に退職した人は、申請書に必要事項を記入して、地方総監部人事課又は海上幕僚監部人事計画課募集班に、郵送*又はFAXにて提出してください。 なお、郵送又はFAXで申請書を受領した場合は、電話等にて本人確認をさせていただきます。 ※ 郵送の場合は、封筒の表に「育児休業代替要員登録申請書 在中」と朱書きした上で、必ず簡易書留で郵送してください。

	<p>簡易書留以外の方法で郵送された場合の不具合等については、一切の責任を負いかねます。</p> <p>③ Eメールでの申請は、受け付けていません。</p>
登 録	<p>申請に基づく登録の手続きが完了したならば、電話又はEメール（Eメールでの連絡を希望された場合）にて、育児休業代替要員として登録されたことを通知します。</p> <p>登録された内容は、育児休業代替要員を募集する目的以外には使用しません。</p>
登録の解除	<p>① 育児休業代替要員として勤務する意志を消失した場合は、速やかに、登録を解除する必要があります。</p> <p>② 登録の解除を希望する場合は、申請書に必要事項を記入して、幹部の場合は、海上幕僚監部人事計画課募集班に、准曹士の場合は、担当の地方総監部人事課に、郵送、FAX又はEメールにて提出してください。</p>
登録の更新	<p>① 育児休業代替要員の登録は、5年ごとに更新する必要があります。</p> <p>② 登録の更新時期（登録又は前回の更新の日から5年経過時）の約2か月前に、更新の手続きが必要なことを通知します。</p> <p>③ 登録の継続を希望する場合は、申請書に必要事項を記入して、幹部の場合は、海上幕僚監部人事計画課募集班に、准曹士の場合は、担当の地方総監部人事課に、郵送、FAX又はEメールにて提出してください。</p>
登録内容の変更	<p>① 登録内容に変更が生じた場合は、必ず、その旨を届け出てください。</p> <p>② 登録内容を変更する場合は、申請書に必要事項を記入して、幹部の場合は、海上幕僚監部人事計画課募集班に、准曹士の場合は、担当の地方総監部人事課に、郵送、FAX又はEメールにて提出してください。</p> <p>③ 登録内容の変更が完了したならば、電話又はEメール（Eメールでの連絡を希望された場合）にて、登録内容を変更したことを通知します。</p>

5 育児休業代替要員の募集・選考

- (1) 育児休業代替要員は、必要の都度、募集を行い、志願者の中から選考を実施します。選考については、指定する場所において、口述試験、身体検査等を行い、必要時、学科試験、体力検査等を行います。
- (2) 育児休業代替要員として登録した人に対しては、募集の条件（保有資格等）に合致する場合に、育児休業代替要員の募集要項がホームページ上に掲載されている旨を通知す

るか、募集要項を送付（登録した人がインターネットを使用していない場合）し、募集に応じるかどうかを確認します。

なお、登録した人が、登録していない人に比べて、選考時に優遇されるということはありません。また、申請書の記載内容が正しくないことが判明した場合は、採用を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6 問い合わせ先

〒162-8803

東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省海上幕僚監部 人事計画課 募集班
電話 03-3268-3111（内線：50251）

〒238-0046

神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部 人事課 人事係
電話 046-822-3500（内線：2305）

〒737-8554

広島県呉市幸町8-1 呉地方総監部 人事課 人事係
電話 0823-22-5511（内線：2303）

〒857-8567

長崎県佐世保市平瀬町18番地 佐世保地方総監部 人事課 人事係
電話 0956-23-7111（内線：3302）

〒625-8510

京都府舞鶴市字余部下1190番地 舞鶴地方総監部 人事課 人事係
電話 0773-62-2250（内線：2303）

〒035-8511

青森県むつ市大湊町4-1 大湊地方総監部 人事課 人事係
電話 0175-24-1111（内線：2527）

頭文字

育児休業代替要員（登録・登録更新・登録解除・登録内容変更）申請書

次のとおり、育児休業代替要員としての（登録・登録更新・登録解除・登録内容変更）を申請します。

ふりがな 氏名 ふりがな 旧姓 男	申請年月日	平成	年	月	日
 女 (年月日 改姓)	生年月日	昭和 平成	年	月	日 (満 歳)
退職時	階級	認識番号	職種		特技	
	最終所属部隊等		退職理由			
入隊・退職 年月日	年 月 日 入隊 年 月 日 退職	予備自衛官 の有無	有（階級 職種）・無			
ふりがな 現住所	郵便番号 電話番号（携帯可）（ ） メールアドレス（希望者のみ）					
希望勤務地	希望勤務地が警備区内に所在する地方総監部			現在の職業（職種・企業名等）		
保有資格等（国家資格及び部内資格）						
採用希望別	育児休業代替要員・配偶者同行休業代替要員					
受理部隊等名		受理年月日				
登録機関等名		登録完了 年月日		登録完了 通知年月日		

注：記入要領等

- 登録・登録更新・登録解除・登録内容変更のいずれかに○をしてください。
 - 希望勤務地は、必ず記載してください。
 - 二重線内は、記入しないでください。
 - 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに本（登録内容変更）申請書を提出しなければなりません。その場合は、頭文字、氏名及び生年月日と、変更する事項のみを記入してください。
- ※ 用紙は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。